

帯広市建設工事に係る設計審査及び工事検査事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、帯広市が発注する建設工事(以下「工事」という。)について、契約管財課が行う設計の審査及び施工の検査並びにそれらに係る指導業務の実施方法等について必要な事項を定めるものである。

(取扱範囲)

第2条 設計審査及び工事の検査等、契約管財課が取り扱う範囲は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、工事の内容等により契約管財課長(以下「課長」という。)が特に必要と認めたものは、設計金額にかかわらず取り扱うことができるものとする。

- (1) 土木・建築工事については、設計金額が500万円以上の工事
- (2) 電気・機械・設備工事については、設計金額が130万円以上の工事。ただし、建築工事との同一工事で、建築工事の設計金額が500万円未満の場合はこの限りではない。
- (3) 維持修繕及び改修工事については、概ね設計金額が1000万円以上で必要と認めた工事

2 帯広市公営企業管理者の所管する土木・建築・電気・機械・設備工事にかかる検査等の工事範囲については、前項の規定にかかわらず、帯広市公営企業管理者が定める設計金額以上の工事とする。

(審査の方法)

第3条 工事の設計審査を受けようとする工事担当課(以下「担当課」という。)は、決裁を経た設計図書を課長に提出するものとする。

- 2 課長は、前項の規定により設計図書の提出があったときは、審査担当者を定め建設工事設計審査表(様式第1号)を作成させ速やかに審査を行なわせるものとする。
- 3 審査を終了したときは、課長の決裁を経て、設計図書の表題部に審査印(様式第2号)を押し、審査担当者が記名押印のうえ、担当課に返送する。

(審査の内容)

第4条 設計内容の審査は、国及び北海道並びに帯広市が定める設計積算基準要領その他設計資料等に基づき、次の各号に掲げる事項を重点として審査するものとし、審査に当たっては、必要に応じ担当者の説明を求めるものとする。

- (1) 設計が経済的かつ合理的に行われているか。

- (2) 設計が現場の実状に適合しているか。
- (3) 設計図書が適正な仕様に表現されているか。
- (4) 積算根拠となっている単価、歩掛及び数量等に誤りはないか。
- (5) 使用材及び工法等について、問題を含んでいないか。
- (6) 安全性及び維持管理上に問題はないか。
- (7) その他施工に当たって解釈上の疑義を生じるような問題を含んでいないか。

(審査結果の処理)

第5条 審査の結果、明らかに不相当と認められる部分については、修正を求め、修正後再審査するものとする。なお、軽易なものは、口頭により処理することができる。

2 審査の過程において見解の相違等が生じた場合は、担当課の意志を確認し、これらの処理方法等を審査表に記録しておくものとする。

(検査の種類及び時期)

第6条 検査の種類は、帯広市工事執行規則(昭和52年規則第28号。以下「規則」という。)

第10条に定めるとおりとし、検査の時期はそれぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1) 工事完成検査

工事請負契約の定めに基づき請負者から工事完成届の提出があったとき。

(2) 既成部分検査

工事請負契約の定めに基づき請負者から既成部分検査願の提出があったとき。

(3) 一部完成検査

請負者と協議のうえ、既成部分につき引渡しを受けるとき。

(4) 特命検査

工事の変更、中止、解除等が発生したとき。

(工事請負契約書第19, 20, 42, 44条の場合)

(検査の手続)

第7条 担当課は、工事の検査を受けようとするときは、当該工事の検査に必要な設計図仕様書及び工事完成の関係書類を整備し、課内検査を終え工事施工成績表を添付し、課長に検査を申し出るものとする。

(検査員の指定)

第8条 工事の検査を実施するときは、課長が各工事毎に職員を指定し、その者に検査を行わせるものとする。

2 検査員は、検査の申出があったときは担当課と検査日を協議し、検査実施日時を決めるものとする。

(検査員の心得)

第9条 検査員は、検査の執行に当たっては、常に正確な資料及び事実に基づき、公正かつ厳正に実施するものとする。

2 検査員は、工事監督員(以下「監督員」という。)業務との競合を避けるとともに、手直し等が必要なときは、その理由を明確に監督員及び請負者に指示し、その実行を再検査により確認しなければならない。

(検査の立会)

第10条 検査は、請負者及び監督員を立会の上、行うものとする。ただし検査員が必要と認めた時は、担当課の係長以上の職員を立会させることができる。

(検査の実施方法)

第11条 検査員は、検査を行うときは、担当課から提出された関係図書について内容を精査し、工事の実施過程を総括的に把握するとともに、現地においてその適否を判定するものとする。この場合において、関係図書等による判定が困難な場合は、必要な書類の提出及び説明を求めるものとする。

2 検査員は、検査に当たって監督員及び請負者に対し、あらかじめ必要な測定要員及び用具等を準備させるものとする。

3 検査員は、検査に当たって監督員から課内検査の結果等を聴取するほか、必要と認められるときは、請負者に対して説明を求めるものとする。

4 検査員は、当該工事の出来高を対象として、関係資料のほか国及び北海道が定める各工事の仕様基準等に基づき工事の実施状況、でき形及び品質等についてその適否の判定を行うものとする。

5 検査員は、検査に当たって監督員に対し、電気・ガス・水道・下水道・危険物・消防等の設備で監督官公署、供給事業者、施設管理者等の検査を要する場合は、あらかじめそれらの検査を受けて、当該検査に合格したことを証する書類の確認をするものとする。

6 検査員は、前項の検査において写真その他具体的な資料等により、でき形及び品質の適否の判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊検査を実施するものとする。

7 検査員は、解体材、発生材等の跡片付の処理についても検査するものとする。

8 検査員は、検査後直ちに請負者に対し検査結果を講評するものとする。

(検査の中止)

第12条 検査員は、次の各号の一に該当するときは検査を中止し、課長にその旨を報告するとともに、その指示を受けなければならない。

(1) 検査に必要な準備が行われていないと認めるとき、又は工事関係者の立会がない

とき。

- (2) 天災その他やむを得ない事情により検査が不可能となったとき。

(工事の成績評定)

第13条 検査員は、工事の完成後速やかに別に定める基準に基づき、厳正に当該工事の成績を考査した、建設工事施工成績表(様式第3号、様式第3-1号及び様式第3-2号)を作成し、担当課を経て課長に提出するものとする。

2 課長は、建設工事施工成績表が提出されたときは、速やかにその結果を工事成績評定通知書(様式第4号、様式第4-1号、様式第4-2号及び様式第4-3号)により当該工事の請負者に通知するものとする。

3 課長は、前項の評定結果を通知した後において、既に通知した評定結果を修正すべきと認める場合は、修正した評定結果を前項の評定結果とともに、遅滞なく請負者へ通知するものとする。

4 前2項の規定による通知を受けた請負者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により課長に対し評定の内容について説明を求めることが出来る。

5 課長は、前項の規定により説明を求められたときは、速やかに口頭又は工事施工成績評定説明書(別紙様式5号)により請負者へ回答するものとする。

(再説明請求に係る通知)

第14条 課長は、前条第5項の回答を行う場合、請負者は説明に係る回答を受けた日の翌日から起算して10日(帯広市の休日定める条例(平成3年条例第24号)に規定する休日を含む。)以内に、再説明を求めることが出来る旨を併せて通知するものとする。

(評定結果の公表)

第15条 公表の対象とする工事は、契約管財課が評定した工事とする。

2 第13条により評定の結果を通知したときは、総務部契約管財課の閲覧場所において、様式第4号の写しを、遅滞なく公表するものとする。

3 前項の公表期間は、公表した日の翌日から起算して1年が経過する日までとする。

4 第13条第3項の規定により評定を修正した場合は、第2項の規定を準用する。

5 第13条第4項の規定により請負者が提出した書面及び本市が回答した様式第5号については、第2項の規定を準用する。

(検査結果の処理)

第16条 検査員は、工事の検査を終了したときは、次の各号に定めるところにより処理するものとする。

(1) 完成検査

- ア 検査及び工事の内容が適正であると認めるときは、工事完成検査調書(様式第 6 号)を作成し、課長を経て担当課に送付するものとする。
- イ 検査の結果、修補手直し等の必要又は設計図書との不一致が認められたときは、工事完成検査報告書(様式第 7 号)を作成し、課長を経て担当課に送付するものとする。
ただし、軽微な手直し等については口頭で監督員及び請負者に指示することができるものとする。
- ウ 担当課は、イの報告または指示を受けたときは、当該是正措置について方法を検討し工事修補請求書(様式第 8 号)により、請負者に対し工事の修補を行わせるものとする。
- エ 担当課は、ウの処置が終了したときは、修補完成届(様式第 9 号)により課長に報告するものとする。
- オ 修補完成届を受領したときは、速やかに再検査を実施し、本条に準じて処理するものとする。

(2) 既成部分検査

- ア 当該工事のでき形を確認し、適正であると認めるときは既成部分等検査調書(様式第 10 号)を作成し、課長を経て担当課に送付するものとする。

(3) 一部完成検査

- ア 当該工事の完成を検査し適正であると認めるときは、一部完成検査調書(様式第 11 号)を作成し、課長を経て担当課に送付するものとする。

(4) 特命検査

- ア 上記各号に準じ、処理するものとする。

(設計・工事等の指導)

第 17 条 契約管財課が行う設計・工事等の指導は、担当課からの申し出を含め適時実施していくものとする。

附 則

- 1 この要領は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 57 年 4 月 1 日施行の帯広市請負工事の設計審査及び検査並びに指導事務要領は廃止する。
- 3 この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要領は、平成 8 年 6 月 1 日から施行する。
- 5 この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。(様式第 3 号)

- 6 この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この要領は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。
- 9 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。